

専決処分

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

平成7年4月28日

三朝町長 安田真一郎

平成7年4月28日 原案承認

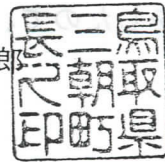
三朝町議会議長 西村武津美

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成7年3月31日

三朝町長 安田真一郎



三朝町条例第21号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の次に次の1条を加える。

（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）

- 第6条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の2第3項により準用される同条第1項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、本条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の町民税に係る本条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の7第1項において準用する第7条の13第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の町民税に係る本条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、平成7年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。
- 附則第7条第2項中「うちに」の下に「租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託以外の」を加える。
- 附則第10条中「第15条の3」の下に「、第16条の2第4項」を加える。
- 附則第10条の次に次の1条を加える。
- （阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告書）

第10条の2 法附則第16条の2第6項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条の2第2項各号に掲げる書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 法附則第16条の2第6項の規定の適用を受けようとする家屋（次号において「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第16条第5項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、第71条第2項第2号に掲げる事項）
- (3) 特例適用家屋を取得し、又は改築した年月日（法附則第16条第5項又は第6項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、第71条第2項第3号又は第3項第3号に掲げる事項）
- (4) 令附則第12条の2第4項に規定する滅失し、又は損壊した家屋の床面積

2 法附則第16条の2第6項の規定の適用を受ける家屋に係る平成8年度分又は平成9年度分の固定資産税については、第71条第2項又は第3項の規定は適用しない。

附則第11条の2中「法附則第17条の2第1項」の下に「又は第3項」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、「、第17条の2第1項」の下に「若しくは第3項」を加える。

附則第12条に次の1項を加える。

2 平成7年度分及び平成8年度分の固定資産税に限り、法附則第17条の2第3項の規定の適用を受ける同条第1項に規定する宅地評価土地である宅地等に対する前項の規定の適用については、同項の表中「2.4倍」とあるのは、「2.5倍」とする。

附則第15条の2第1項中「附則第12条」を「附則第12条第1項」に、「、第38条第5項」を「又は第38条第5項」に改め、「又は第39条第4項」を削る。

附則第16条を次のように改める。

第16条 削除

附則第17条第1項中「、第36条第1項若しくは第38条第1項若しくは第2項」を「若しくは第36条第1項」に、「第3項第1号」を「第4項第1号」に、「100分の6の税率を適用して」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が4千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の5.5に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が4千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - イ 220万円
 - ロ 当該課税長期譲渡所得金額から4千万円を控除した金額の100分の6に相当する金額

附則第17条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合において、当該所得割の納税義務者について前年度分課税長期譲渡所得金額（前々年中の同項に規定する譲渡所得（次条又は附則第17条の3の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。）に係る課税長期譲渡所得金額をいう。）があるときは、前年中の同項に規定する譲渡所得に係る同項の規定の適用について

は、同項第1号中「課税長期譲渡所得金額が」とあるのは「課税長期譲渡所得金額及び次項に規定する前年度分課税長期譲渡所得金額（以下本項において「前年度分課税長期譲渡所得金額」という。）の合計額が」と、同項第2号中「課税長期譲渡所得金額が」とあるのは「課税長期譲渡所得金額及び前年度分課税長期譲渡所得金額の合計額が」と、同号イ中「220万円」とあるのは「4千万円から前年度分課税長期譲渡所得金額（当該前年度分課税長期譲渡所得金額が4千万円を超える場合には、4千万円）を控除した金額の100分の5.5に相当する額」と、同号ロ中「当該課税長期譲渡所得金額から4千万円」とあるのは「当該課税長期譲渡所得金額及び前年度分課税長期譲渡所得金額の合計額から4千万円（当該前年度分課税長期譲渡所得金額が4千万円を超える場合には、当該前年度分課税長期譲渡所得金額）」とする。

附則第17条の2第1項中「前条の規定の適用については、同条第1項中「100分の6」とあるのは「100分の3.4」を「課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項各号（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定にかかわらず、当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の100分の3.4に相当する額」に改め、同条第2項中「について」を「に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について」に改める。

附則第17条の3第1項中「附則第17条第1項」の下に「（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。）」を、「額は」の下に「、同条第1項各号の規定にかかわらず」を加える。

附則第18条第1項第1号中「、第36条第1項又は第38条第1項若しくは第2項」を「又は第36条第1項」に、「附則第17条第3項第1号」を「附則第17条第4項第1号」に改め、同条第5項中「附則第17条第3項」を「附則第17条第4項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の2の改正規定、公布の日から施行し、平成7年2月20日から適用する。
- (2) 附則第7条第2項の改正規定、附則第17条第1項の改正規定（「第3項第1号」を「第4項第1号」に改める部分を除く。）、附則第17条の2の改正規定、附則第17条の3の改正規定（「額は」の下に「、同条第1項各号の規定にかかわらず」を加える部分に限る。）及び附則第18条第1項の改正規定（「附則第17条第3項第1号」を「附則第17条第4項第1号」に改める部分を除く。）並びに附則第6条第1項、第2項及び第4項並びに付則第7条の規定 平成8年4月1日
- (3) 附則第17条の改正規定（同条第1項の改正規定（「第3項第1号」を「第4項第1号」に改める部分を除く。）を除く。）、附則第17条の3の改正規定（「額は」の下に「、同条第1項各号の規定にかかわらず」を加える部分を除く。）並びに附則第18条第1項の改正規定（「附則第17条第3項第1号」を「附則第17条第4項第1号」に改める部分に限る。）及び同条第5項の改正規定並びに附則第6条第3項の規定 平成9年4月1日

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成7年度以後の年度分の固定

資産税について適用し、平成6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条及び第10条の2の規定は、平成8年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 旧条例附則第16条に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する平成6年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第15条の2第1項の規定は、平成7年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成6年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例等に関する経過措置)

第5条 新条例附則第17条第1項の規定は、所得割の納税義務者が平成7年1月1日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)による改正後の租税特別措置法(以下「改正後の租税特別措置法」という。)第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)による改正前の租税特別措置法(以下「改正前の租税特別措置法」という。)第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。

2 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第17条の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第38条第1項に規定する資産の譲渡がある場合における新条例附則第17条第1項の規定の適用については、同項中「第36条第1項」とあるのは「第36条第1項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第17条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第38条第1項若しくは第2項」と、「又は同法」とあるのは「又は租税特別措置法」とする。

3 新条例附則第17条第2項の規定は、所得割の納税義務者が平成8年1月1日以後に行う改正後の租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の町民税について適用する。

4 平成7年1月1日から同年12月31日までの間に行う新条例附則第17条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る同条の規定の適用については、同条第1項中「前条第1項各号(同条第2項の規定より読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは、「前条第1項各号」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に関する経過措置)

第6条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第17条の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第38条第1項に規定する資産の譲渡がある場合における新条例附則第18条第1項の規定の適用については、同項第1号中「又は第36条第1項」とあるのは「若しくは第36条第1項又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第17条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第38条第1項若しくは第2項」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。